

奈良県告示第五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、八条土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和二年五月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の名、氏名及び住所

理事	藤北 英樹	大和郡山市八条町四八
〃	堀川 一郎	〃 七三二
〃	北口 宏	〃 七四六
〃	吉村 孝雄	〃 六八四
〃	川上 清	〃 二九三
〃	岡田 睦男	〃 六三三
監事	松原 昇	〃 六五九
〃	中川 通子	〃 二六〇

二 就任役員の名、氏名及び住所

理事	吉村 忠明	大和郡山市八条町七四七
〃	豆本 博一	〃 二九四
〃	菅田 安広	〃 三一一
〃	川本 澄雄	〃 六六五
〃	西川 儀治	〃 六二五
〃	松岡 勤	〃 六九九
監事	石川 武史	〃 五四一五
〃	藤田 幸司	〃 六三五